

令和3年度 地域密着型サービス関係各種会議の開催状況について

1 介護・医療連携推進会議

(1) 介護・医療連携推進会議とは

「江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」の規定に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が自ら設置するものである。事業者は、介護・医療連携推進会議において定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

(2) 基準開催回数

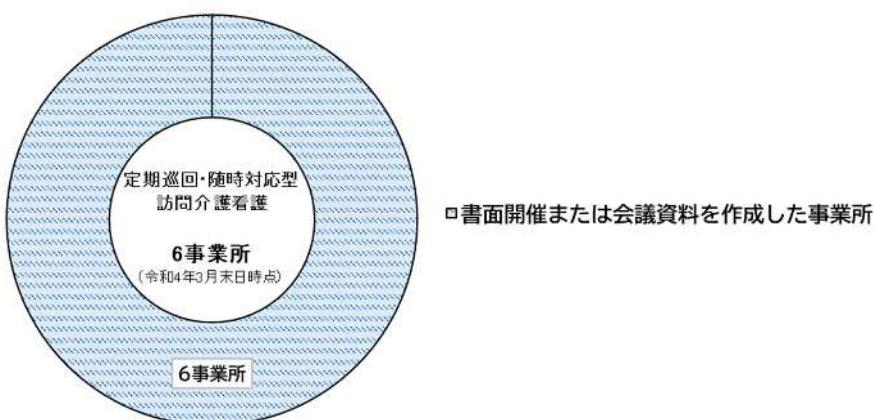
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⇒概ね6か月に1回（年2回）

(3) 主な参加者

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町会・自治会代表者、民生・児童委員等）、地域の医療関係者、区の職員又は長寿サポートセンターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等

(4) 会議の開催状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中は会議を書面開催又は中止し、これ以外の期間中は、会議を開催する場合には感染対策を行った上で開催し、開催できない事情がある場合には書面開催等の代替措置を行うよう区から通知を発出しています。



2 運営推進会議

(1) 運営携推進会議とは

「江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」、「江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するものである。

事業者は、運営推進会議において活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

(2) 基準開催回数

地域密着型サービスの種類ごとに異なります。

- ・ 認知症対応型通所介護
 - ・ 地域密着型通所介護
 - ・ 認知症対応型共同生活介護
 - ・ 小規模多機能型居宅介護
- } 概ね6か月に1回（年2回）
- } 概ね2か月に1回（年6回）

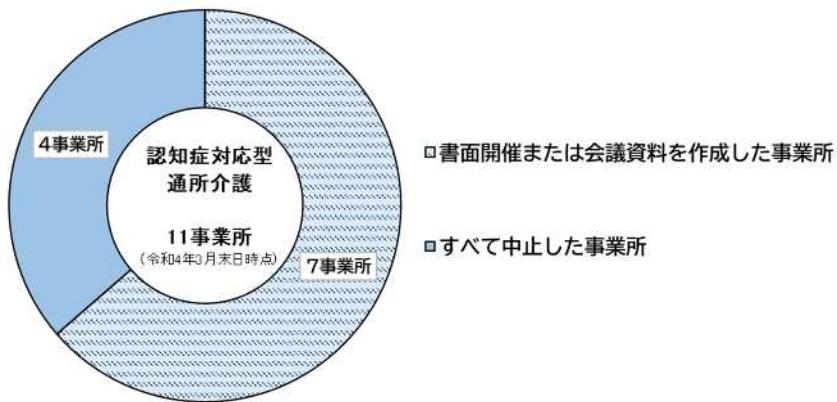
(3) 主な参加者

地域密着型サービス事業者、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町会・自治会代表者、民生・児童委員等）、区職員及び長寿サポートセンター職員、各地域密着型サービスについて知見を有する者等

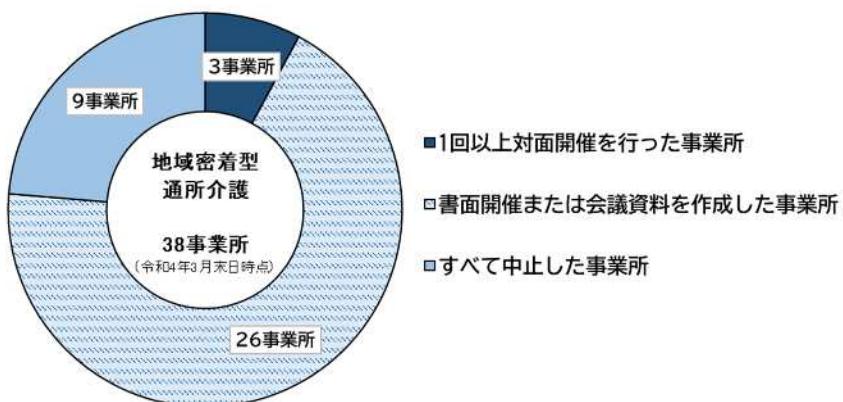
(4) 会議の開催状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中は会議を書面開催又は中止し、これ以外の期間中は、会議を開催する場合には感染対策を行った上で開催し、開催できない事情がある場合には書面開催等の代替措置を行うよう区から通知を発出しています。

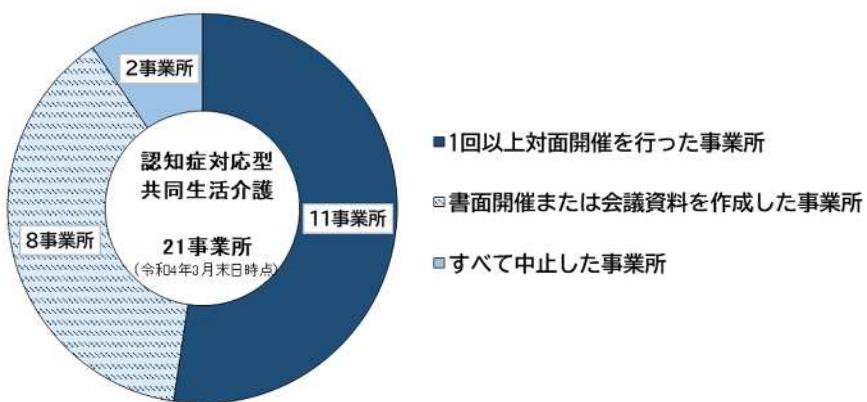
① 認知症対応型通所介護



② 地域密着型通所介護



③ 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護



※小規模多機能型居宅介護事業所（4事業所）について
は併設する認知症対応型共同生活介護事業所と
合同開催のため、併設事業所の開催状況による。